

津山市在宅医療連携拠点事業

メディカルケアステーション運用ポリシー

(目的)

第1条 この運用ポリシーは、津山市在宅医療連携拠点事業において、メディカルケアステーション（以下、MCS という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCS を適正に利用することに資することを目的とする。

(法令及びガイドライン)

第2条 事業者は医師法、薬事法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MCS を利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 4.2 版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

(利用申込)

第3条 新たに MCS を利用する事業所は津山市医師会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、MCS の適正な運用に努めるものとする。（利用申込書・・・別紙様式1、連携守秘誓約書・・・別紙様式2）

(連携ホスト)

第4条 患者の情報共有を行う場合は、情報を発出する事業所が「連携ホスト」となり、患者情報の管理及びユーザーグループの管理を行う。

(連携ホストの責務)

第5条 連携ホストは、以下の業務を行う。

- ・MCS のグループ登録（患者、自由グループ）及び患者アーカイブ管理
- ・MCS の各グループへのユーザーの招待及びサポーター解除

(患者同意)

第6条 連携ホストは、MCS で情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を交わし、双方が所持するものとする。（患者同意書（甲）（乙）・・・別紙様式3）

(MCS 管理者の設置)

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS 管理者を設置し、MCS の管理運用を行う。

(MCS 管理者の責務)

第8条 MCS 管理者は MCS の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・MCS の患者情報、個人情報等の管理全般
- ・MCS で利用する I T 機器の管理
- ・MCS の I D の管理
- ・MCS の各グループへ招待されたユーザーの招待承認及びサポーター解除
- ・MCS への施設内ユーザー登録及び削除

(スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所管理者は、MCS を利用する従事者と個人情報保護に関する誓約書を交わすとともに、MCS

管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に個人情報保護に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(従事者誓約書・・・別紙様式4)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(MCS 利用上の留意事項)

第 10 条 連携ホスト、MCS 管理者及びユーザーは別紙「留意事項」に留意して、MCS を利用する。

(ID・パスワードの管理)

第 11 条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 ケタ以上とし、定期的（最長で 2 か月に 1 回）に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第 12 条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的に変更すること。
- (2) 情報機器には定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。たとえば、ファイル交換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用すること。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用すること。
- (8) 端末管理、利用者管理（MDM）サービスを利用すること。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) BYOD（ユーザー個人所有の端末の業務使用）を許可するかどうかは、事業所ごとの判断となるが、紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(その他)

第 13 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

第1条 この規程は平成 27 年 8 月 20 日から施行する。